第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ［ニ］　当該サービスが提供される身体障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ［ホ］　［略］

二　身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該措置に係る身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該措置に係る身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ［ニ］　当該措置に係る身体障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ［ホ］　［略］

ホ［ヘ］　［略］

［三　略］

第二十条　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　地方税法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ［ニ］　納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

［四～二十三　略］

第二十一条　法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ［ニ］　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ［ホ］　［略］

［三・四　略］

第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ロ　当該サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

［新設］

ハ［ニ］　［同上］

ニ［ホ］　［同上］

二　身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該措置に係る身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ロ　当該措置に係る身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

［新設］

ハ［ヘ］　［同上］

ニ［ト］　［同上］

［三　同上］

第二十条　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　同上］

三　地方税法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［新設］

［四～二十三　同上］

第二十一条　法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　同上］

二　地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［新設］

ハ［ト］　［同上］

［三・四　同上］